

法人設立が 決まったら

法人を設立する際に必要な手続きをまとめてオンラインで行うことができる

「福岡市開業ワンストップセンター」がスタートアップカフェ内にオープンしました。

通常はそれぞれの窓口を訪問して実施する各種手続きを、インターネットを通じて実施できるようにすることで、

開業にかかる負担を軽減することができます。今回は実際にこちらのサービスを使った手続き方法を流れに沿ってご紹介いたします。

最初から最後までワンストップセンターコンシェルジュがサポートいたしますので誰でも気軽にご利用下さい。



START!



STEP 1

スタカフェ

まずは行政書士へご相談

平日 10:00 ~ 12:00
13:00 ~ 17:00

夕方以降をご希望の方は
木曜日 18:00/19:00 の
専門家相談をご利用下さい。

STEP 2

スタカフェ・ご自宅

定款等作成

- ・必要書類作成
- ・マイナンバーカード作成
(お持ちでない方)

ゼロからワンストップセンター
コンシェルジュがサポートいたします。

STEP 3

ご自宅

事前チェック

- ① 認証を受けたい定款
- ② 実質的支配者となるべき者の申告書

上記を公証役場にメール送付し、
事前チェックを受けましょう。
福岡公証役場 :f-ntry@sepia.ocn.ne.jp
博多公証役場 :hakatagy@themis.ocn.ne.jp

STEP 4

ご自宅

定款申請日予約

ワンストップセンターでの
定款認証希望の旨を公証人に申し出て
いただき、希望日時をお伝えください。
決定された日時とテレビ電話の URL が
メールで送られてきます。

STEP 5

スタカフェ

電子認証

- ・電子定款のオンライン申請
- ・テレビ電話での本人確認

予約時間 20 分前までに
お越しください。

STEP 9

法務局

登記簿本受け取り

補正無し...1 ~ 3 営業日
補正有り...1 週間 ~ 10 日
で登記完了!

もし補正があったら...

本人宛に法務局からメールが届きます。
「上記の手続について、補正通知が発行され
ましたので、内容をご確認願います」
法務局法人登記部門 (092-721-9306) に
電話をして補正内容を確認、修正を行いま
しょう。電話の際、ワンストップセン
ターで申請した旨を伝えましょう。

STEP 8

法務局

書類提出・登録免許税支払い

【福岡法務局】
〒810-8513
福岡県福岡市中央区
舞鶴 3 丁目 5 - 2 5

STEP 7

スタカフェ

登記申請

平日 10:00 ~ 21:00

STEP 6

銀行・ATM

振込

- ・定款認証手数料振込
- ・資本金振込

STEP 5 ~ 7 まで
最短 1 日で
手続き可能

ついに
法人設立!

各種税務・
保険手続きを
進めましょう

STEP 10

スタカフェ

税務手続き

- ① 法人設立届出
- ② 青色申告承認申請
- ③ 給与支払事務所等の開設届出
- ④ 県に法人設立・設置届出
- ⑤ 市に法人設立申告

STEP 11

スタカフェ

健康保険・年金手続き

- ① 健康保険・厚生年金保険新規適用届
- ② 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ③ 健康保険被扶養者届
- ④ 国民年金 3 号被保険者資格取得届

STEP 12

スタカフェ

雇用保険手続き

- ① 雇用保険適用事業所設置届
- ② 雇用保険被保険者資格取得届

従業員がいる方は
STEP 12 へ

STEP 13

スタカフェ

労働保険手続き

- ① 労働保険関係成立届
- ② 労働保険概算保険料申告書
- ③ 適用事業報告
- ④ 就業規則届
- ⑤ 時間外労働・休日労働に関する協定書

GOAL!

※各種税務・保険手続きは起業済みの方もご利用頂けます。



ご相談・申請受付中!
お気軽にご利用ください

営業時間 10:00 ~ 22:00

※コンシェルジュ駐在 平日10:00~12:00、13:00~17:00

オンライン申請可能時間

- ・定款認証 平日10:00~17:00
- ・法人設立登記 平日10:00~21:00
- ・税務手続き 平日10:00~22:00
- ・保険・年金手続き 10:00~22:00

毎週木曜 個別相談 DAY!! 無料相談

各専門家への
相談受付時間

17:00~/18:00~/19:00~
18:00~/19:00~

税理士・日本政策金融公庫
行政書士・司法書士・弁護士・弁理士

相談予約は、お電話か受付で

080-3940-9455